

1月10日は「110番の日」

広
報
め
い
わ

館林警察署
75-0110
明和駐在所
84-2200

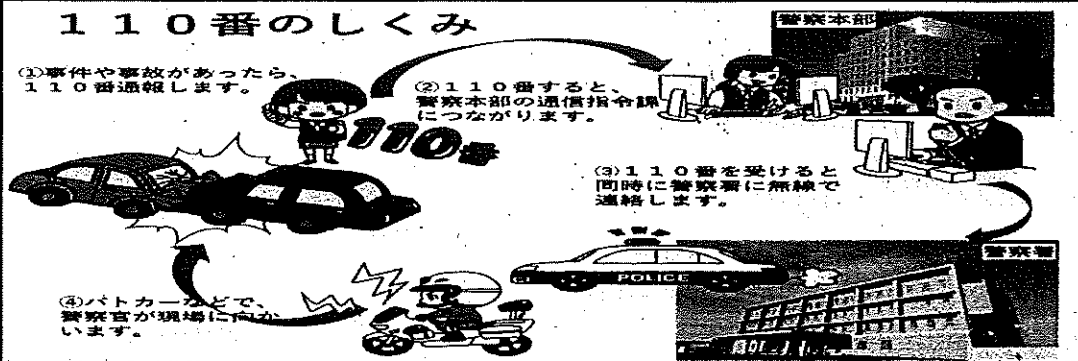
110番は事件や事故などが発生したときに皆さんの安全を守る緊急通報電話です。通報の際は

① 何があったのか ② いつあったのか ③ どこであったのか
を正しく伝えることが、事件や事故を早く解決する決め手となりますので、警察官に落ち着いて状況を話してください。

特殊詐欺が疑われる「お金を取りに行く。」「キャッシングカードの確認に行く。」との電話を受けた場合は、すぐに110番通報して被害を未然に防ぎましょう。

相談ことは、#9110(警察相談専用電話)にダイヤルして、警察への問合せは、最寄りの警察署、交番・駐在所に、お問い合わせください。

110番のしくみ



飲酒運転の根絶について

飲酒運転は、悪質な行為であるとともに、死亡・重大事故に直結する大変危険で許されない行為です。職場や地域では、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という気運を盛り上げ、飲酒運転による悲惨な交通事故を防止しましょう。

運転者の皆さんは、ハンドルキーパー運動に積極的に参加し、飲酒運転による悲惨な交通事故を防止しましょう。

また、車に乗せてもらう皆さん、飲酒運転は同乗者にも大きな責任があります。

飲酒している人に車を運転させない、その人に車を貸したりしないでください。

飲酒運転による悲惨な交通事故を防止しましょう。

飲酒運転の根絶!

強い意志があなたの未来を守ります。

平成21年6月1日から 飲酒運転に対する行政処分が大幅強化!

<p>運転者本人</p> <p>25歳以上35歳未満 免許取消し</p>	<p>運転者以外の者</p> <p>5歳以上13歳未満 免許停止</p> <p>13歳以上25歳未満 免許取消し</p>
--	--

欠格期間の上限も5年から10年に引き上げ!!

2年→3年 5年→7年 5年→10年

11月発生

刑法犯	窃盗	2件
	その他	0件
交通事故	人身	6件
	物件	19件



明和町



運転者にも運転者以外にも厳しい罰則が

<p>飲酒運転</p> <p>5歳以上13歳未満 免許取消し</p>	<p>飲酒運転</p> <p>13歳以上25歳未満 免許取消し</p>	<p>飲酒運転</p> <p>25歳以上35歳未満 免許取消し</p>
--	---	---